

学校法人酪農学園ガバナンス・コード 自己点検シート

第1章	自主性・自律性		私立学校（以下「私学」といいます。）は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に基づき、建学の精神・理念に基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。また、社会の発展と安定に不可欠な有為な人材の育成・輩出に大きく寄与するとともに、地域社会においては、高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。学校法人酪農学園（以下「当法人」といいます。）は、設置する酪農学園大学（以下「大学」といいます。）並びに酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校（以下「高校」といいます。）が、今後とも建学の精神に基づき、私学としての使命を果たしていくために、また、すべての職員はその使命を具現する存在であるために、大学を設置する文部科学大臣所轄の学校法人として、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した学校づくりを進めています。また、中期的な計画を策定・公表し、学生・生徒をはじめ様々なステークホルダーに対し、当法人が有する教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、教育機関としての価値の向上を目指していきます。			
	事項	具体的遵守内容	点検結果	本学の対応		
1-1	建学の精神	(1)当法人の建学の精神並びに養成する人材像は、次のとおりです。	教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、聖書の教えに基づいて、「神、人、土を愛する三愛主義」を建学の精神とした人格の完成を目指し、加えて、「健土健民」の教えのもと、高適な学識と技能を有する知行合一の有能な農業人並びに社会の人材を養成することを目的とする。	○：適合している 聖書の言葉の意味を自分の行動に落とし込んで、「語る事ができる」状態を目指したい。	建学の精神並びに養成する人物像については、大学 HP に掲載して広く周知している https://www.rakuno.ac.jp/outline/spirit.html	
1-2	教育と研究の目的	(1) 大学における建学の精神に基づく教育目的等 大学の教育目的及び研究目的は、次のとおりです。	①大学の教育目的及び研究目的 キリスト教の精神によって人間教育を行い、農業の科学と実際並びに高度の学術を教育・研究し、もって「神、人、土を愛する三愛主義」に徹する有為な社会人及び指導者を養成することを目的とする。	○：適合している 日常的にその精神が感じられる実態を増やしたい。例えば、挨拶、整理整頓、相談しあう、助け合う、無駄を少なくする、など。	(1)-①大学の教育目的及び研究目的については、大学 HP に「教育基本方針」を掲載して広く周知している。 https://www.rakuno.ac.jp/outline/educationpolicy.html	
			②農食環境学群の教育目的及び研究目的 農食環境学群は、建学の精神に基づき、生物資源の循環・再生、食料の生産・加工及び流通・消費並びに食と健康、さらに農業を含めた環境に関する専門分野において、それらが有機的に関連するよう体系づけられた学群であり、農学とその関連科学の教育・研究によりフードシステムの持続的発展と自然環境の保全並びに農食文化の進展に貢献することを目的とする。	○：適合している 教員の間で、職員の間で、また教員と職員同士で、日常的な相談の機会を増やしたい。	(1)-②循環農学類、食と健康学類、環境共生学類の教育目的及び研究目的について、大学 HP に掲載して広く周知している。 https://www.rakuno.ac.jp/department.html	
			③獣医学群の教育目的及び研究目的 獣医学群は、建学の精神に基づき、獣医学、獣医保健看護学とその関連科学の総合的な教育・研究により、生命・自然を尊ぶ豊かな人間性を育み、人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に具体的に貢献するための学群であり、専門知識・技術及び総合的な判断力を有する人材を養成し、国際的視野に立って動物と人の健康保持と食料の安定供給及び環境保全に寄与することを目的とする。	○：適合している 学生たちには、命と向き合うことの意味と自覚を酪農学園らしく修得してほしい。	(1)-③獣医学類、獣医保健看護学類の教育目的及び研究目的について、大学 HP に掲載して広く周知している。 https://www.rakuno.ac.jp/department.html	
	(2)高校における建学の精神に基づく教育目的等	「神、人、土を愛する三愛主義」をもって、キリスト教的全人教育並びに農業科学の教育を行い、国際化時代を担うにふさわしい良識ある社会人、実践的な農業人を養成することを目的とする。また、併せて設置する通信制課程において教育機会の多様化の必要性に応え、生徒が実学的に学ぶことで将来設計する力を養成することを目的とする。	○：適合している ・考える力の涵養のために、酪農学園が持つ有形無形の資産を活かしている事実を積み重ねていきたい。 ・建学の精神を具現化できる生徒、感謝の心・愛する心・優しい心・寛容の心を持つ生徒、社会人としての偏差値の高い生徒を育てていきたい。	(2)-①教育理念、教育目標等を高校 HP に掲載して広く周知している。 https://www.san-ai.ed.jp/guidance/idea.html https://www.san-ai.ed.jp/guidance/goal.html https://www.san-ai.ed.jp/correspondence/feature.html		
			(3) 中期計画の策定と取組み	①安定した経営を行うために、理事会において、大学の認証評価を踏まえて、中期的な学内外の環境変化の予測に基づく、適切な中期計画を策定します。	○：適合している 教職員たちの本気の行動が起きるように、計画に魂を入れたい。	(3)-①学校法人酪農学園中期計画を定め、法人・大学 HP で開示している。 https://gakuen.rakuno.org/information.html
				②中期計画の進捗状況、財務状況については、常勤の理事で構成する常任理事会で把握・管理し、その結果を学内外に公表するなど、透明性のある学校法人運営・学校運営に努めます。	○：適合している 毎年、開示のレベルを上げていきたい。	(3)-②第1期中期計画における年度評価報告をまとめ、情報政策局 HP に掲載している（根拠資料①）。また、財務情報については、法人 HP で開示している。 https://gakuen.rakuno.org/information.html
	③財政的な裏付けのある中期計画の実現のために、非常勤の理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を一層高めています。	○：適合している 財務に関する教育を毎年実施していく。		(3)-③常勤理事、非常勤理事（民間企業経営者、弁護士）それぞれの見識に基づいた意見をいただきながら、中期計画実現を目指している。		
	(4) 私学としての社会的責任等	④改革のために、教職協働の観点からも、教育職員はもとより事務職員等の人材養成・確保等に努め、それぞれの職員の役割を一層重視します。 ⑤経営陣は、教育職員及び事務職員等（以下「教職員」という。）と中期計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど当法人全体の取組みを徹底します。 ⑥中期計画の視点 ア 建学の精神に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標 イ 学生・生徒中心の教育改革の具体策 ウ 経営・ガバナンス強化策 エ 学校法人・教学部門双方の積極的な情報公開 オ 財政基盤の安定化策 カ 設置校の安定的な入学定員の確保策 キ 設置校の教育環境整備計画 ク 教育・研究のグローバル化、学園情報の ICT 化策 ケ 計画実現のための OODA（みる・わかる・きめる・うごく）ループの実行	○：適合している 今の現実に合った人事制度をこれからも進化させていく。	(3)-④酪農学園大学教職員人材育成の目標・方針（根拠資料②）、学校法人酪農学園職員研修規程（根拠資料③）、酪農学園大学 FD 活動方針（根拠資料④）、酪農学園大学 FD 活動実施計画（2021-2013）（根拠資料⑤）を定め、計画的・継続的な人材育成を目指している。		
			①自主的に運営基盤の強化を図るとともに、教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	○：適合している 社会の様々な変化を捉え、学類再編を検討している。	(3)-⑤教授会、評議会、高校職員会議等での意見交換を通じて決算、中期計画、今期の方針等が共有されている。	
			②学生・生徒を中心に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、地方自治体、父母等の保護者、教職員、卒業生、地域・社会の構成者等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に経営を進めます。	○：適合している 学生たちに後悔のない人生を築いてもらうためにも、全教職員が社会との連携をより密にすることを意識し、そのためにも学園内	(3)-⑥教育、研究、業務運営、財務、自己点検・外部評価、キャンパス環境、国際化、社会貢献の視点から、2020～2025年度までの6年間を第1期とした中期計画を定め、実行している。 (4)-①毎年度、事業報告書、財務データを公表しているほか、学校法人情報公開・開示規程（根拠資料⑥）を定め、教育の質の向上への取り組みや経営状況の透明性を図っている。 (4)-②学生との対話集会、父母懇談会を開催するなどして、本学の取り組みについて理解を深めてもらうよう努めている。 (4)-③女性教員割合を2025年度18%（33名）に数値目標	

学校法人酪農学園ガバナンス・コード 自己点検シート

			での全教職員同士の交流機会をより増やしていく。	を設定(根拠資料⑦)したほか、酪農学園大学ライフイベントに係る研究支援員規程(根拠資料⑧)を定め、休業から復帰及び研究の継続を支援する体制を整備し、男女共同参画の推進を目指している。	
		③多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、人種や心身の機能の障害を理由とする差別解消への対応等、多様性への対応を進めます。	○：適合している 健康と安全が仕事に優先することを、学園内に継続的に徹底していく。		
第2章	安定性・継続性		私学は、教育・研究及びその成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対してその説明責任を負っています。その設置者である学校法人は、経営の安定性と継続性を図り、設置校の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。		
	事項	具体的遵守内容	点検結果	本学の対応	
2-1	理事会	(1) 理事会の役割	①意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、当法人のすべての業務を決し、理事の職務執行を監督します。	○：適合している 多様な視点からの議論を増やしていく。	(1)-①学校法人酪農学園寄附行為(根拠資料⑨)第17条に定めている。 (1)-②学校法人酪農学園寄附行為第19条に定めている。理事会公示は総務課HPに掲載している。 (1)-③学校法人酪農学園寄附行為第17条で招集、通知、議決方法を定めているほか、理事からそれぞれの見識に基づいた発言を得て議決を行っている。 (1)-④学校法人酪農学園寄附行為施行規則(根拠資料⑩)第8条、第9条、酪農学園大学学則(根拠資料⑪)第6条、酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校学則(根拠資料⑫)第29条に定めている。 (1)-⑤年間計画に沿って理事会を開催しているほか、開催案内と当日審議する事項等の資料を同時に郵送し、事前に内容を確認してもらうよう努めている。 (1)-⑥私学法第44条の2、第44条の3(根拠資料⑬)を遵守している。 (1)-⑦私学法第44条の4(根拠資料⑬)を遵守している。 (1)-⑧学校法人酪農学園寄附行為第48条、第49条(根拠資料⑨)に定めている。 (1)-⑨学校法人酪農学園寄附行為第17条(根拠資料⑨)に定めている。
			②理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管するとともに、当法人内に公示します。 イ 理事会は、業務執行者から適切な報告がなされるように運営します。	○：適合している 記録内容の明確化(主な意見交換内容、決定事項、継続審議事項)し、関係者への『要旨』報告をスピードアップしていく。	
			③理事(設置校運営責任者である学長及び校長を含む。)の業務執行の監督 ア 理事会は、理事に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に設置校の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。	○：適合している 理事会内で、お互いが遠慮なく意見することができる状況を維持していく。	
			④学長及び校長への権限委任 ア 学長及び校長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の業務執行にかかわる権限の一部を学長及び校長に委任しています。 イ 学長が副学長や学群長等、校長が副校長や教頭を置くなど、各々担当業務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務等の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図っています。	○：適合している 学長・校長からの理事メンバーへの特記事項等の情報提供頻度を上げていく。	
			⑤実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、付議する事項については、事前に全理事で共有しています。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。	○：適合している 現状の開催頻度の維持のためにも、理事会招集前には、理事会での有効な議論がなされるように、十分な情報提供を行っていく。	
			⑥理事及び監事(以下「役員」という。)は、次による損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。 ア その任務を怠り、当法人に損害を与えた場合 イ その職務を行なう際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合	○：適合している	
			⑦役員が当法人または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	○：適合している	
			⑧役員が当法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。	○：適合している	
			⑨理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。	○：適合している	
2-2	理事	(1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化	①理事長は、当法人を代表し、その業務を総理します。	○：適合している	(1)-①学校法人酪農学園寄附行為第12条(根拠資料⑨)に定めている。 (1)-②学校法人酪農学園寄附行為第13条、第20条(根拠資料⑨)に定めている。 (1)-③学校法人酪農学園寄附行為第7条、第11条(根拠資料⑨)に定めている。 (1)-④私学法第40条の2(根拠資料⑬)を遵守している。 (1)-⑤私学法第35条、第35条の2(根拠資料⑬)を遵守している。 (1)-⑥私学法第40条の5(根拠資料⑬)を遵守している。 (1)-⑦利益相反については、理事会に取引の内容を開示し、事前に承認を得るように努めている。また、理事に対して年度末に書類で確認し、監査法人のチェックを受けている。 (2)-①学内理事で構成する常任理事会において、理事会へ付議する事項、日常運営に関する事項等を協議している。
			②理事長を補佐する理事として、常任理事会を構成する常勤の理事を指定し、各々の役割を定めています。	○：適合している 日常的な意見交換の頻度を増やしていく。	
			③理事の選任及び解任については、寄附行為等に定めています。	○：適合している	
			④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、当法人のために忠実にその職務を行います。	○：適合している	
			⑤理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○：適合している	
			⑥理事は、当法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	○：適合している	
			⑦当法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行うときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	○：適合している	
		(2) 常勤理事の役割	①常勤である学内理事は、知識・経験・能力を活かし、経営面、教育面、人事面、財産面、資金面等について、設置校の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	○：適合している	

学校法人酪農学園ガバナンス・コード 自己点検シート

			②教職員の身分を有する理事については、理事就任中は教職員の身分を停止等し、理事としての業務を遂行します。	○：適合している 学長は教員を兼任している状況であるが、理事の仕事について優先して取り組んでいる。今後、サポート体制も含め検討していく。	(2)-②教員職としての業務に配慮しながら、理事としての業務に専念できる環境づくりに取り組んでいる。 (3)-①現在、民間企業経営者、弁護士など6名の非常勤理事を選任している。 (3)-②理事会では、非常勤理事のそれぞれの見識より、様々な発言をいただいている。 (3)-③非常勤理事には、理事会審議事項資料を開催前に送付し、事前に内容を確認していただくよう努めている。 (4)全理事の参加は求めているが、職員研修等、主催部署から研修実施を適宜案内し、常勤理事も参加している。
		(3) 非常勤理事の役割	①非常勤理事として、私立学校法に規定する外部理事を複数名選任します。 ②外部理事は、当法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の審議に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。 ③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○：適合している ○：適合している ○：適合している ○：適合している メールだけではなく、オンライン会議なども利用し、意思疎通のレベルを上げていきたい。	
		(4) 理事への研修機会の提供と充実	全理事に対し、十分な研修の機会を提供し、その内容の充実に努めます。	△：一部改善が必要 財務状況、中期計画などに関し、学園現場の実態を多方面から認識していただけるように工夫していく。	
2-3	監事	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）	①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ②監事は、その責務を果たすため、学校法人酪農学園監事監査規程（以下「監事監査規程」という。）に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。 ③監事は、当法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。 ④監事は、当法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会へ報告します。さらに、理事会及び評議員会の招集を請求できるものとします。 ⑤監事は、理事の行為により当法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	○：適合している ○：適合している ○：適合している ○：適合している ○：適合している	(1)-①私学法第35条、第35条の2、第44条の2、第44条の3を遵守している。（根拠資料③） (1)-②学校法人酪農学園寄附行為（根拠資料⑨）第16条、学校法人酪農学園監事監査規程（根拠資料⑭）第4条に定めている。 (1)-③学校法人酪農学園寄附行為（根拠資料⑨）第16条、学校法人酪農学園監事監査規程（根拠資料⑭）第3条に定めている。 (1)-④⑤学校法人酪農学園寄附行為（根拠資料⑨）第16条に定めている。 (2)-①学校法人酪農学園寄附行為（根拠資料⑨）第8条に定めている。 (2)-②学校法人酪農学園寄附行為（根拠資料⑨）第6条に定めており、現在、3名が監事に就任している。 (3)-①学校法人酪農学園監事監査規程（根拠資料⑭）第12条、第13条、第14条に定めている。 (3)-②学校法人酪農学園監事監査規程（根拠資料⑭）第19条に定めているほか、法人HPで監査報告書を公開している。 https://gakuen.rakuno.org/information.html (4)-1 監事会、監査法人、内部監査室による監査結果について、定期的に情報交換を行い、監査精度向上を図っている。 (4)-②学校法人酪農学園監事監査規程（根拠資料⑭）第5条に定めている。 (4)-③学校法人を取り巻く環境、監査業務に係る職務の重要性の認識、専門性の向上等を目的として、文部科学省主催の学校法人監事研修会等に参加している。 (4)-④理事会審議事項資料を開催通知と同時に郵送し、事前に内容を確認していただくようにしている。 (4)-⑤監事会で内部監査室との連携を協議している。 (5)監査機能の充実・向上に向けて、現在の非常勤監事3名体制から、常勤監事の配置を検討していく。
		(2) 監事の選任	①監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任します。 ②監事は2～3名置くこととします。	○：適合している ○：適合している	
		(3) 監事監査	①監事は、監事監査規程に基づき監査計画を定め、関係者に通知します。 ②監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	○：適合している ○：適合している	
		(4) 監事業務を支援するための体制整備	①監事、会計監査人及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に図ります。 ②監事機能の強化の観点から監事会を設置します。 ③監事に対し、十分な研修の機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。 ④監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。 ⑤その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	○：適合している ○：適合している ○：適合している ○：適合している ○：適合している	
		(5) 常勤監事の設置	監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。	△：一部改善が必要 学園の財政的課題も大きいことから、当面、行政等経験者の法務・法制担当者を置くこととし、状況を見据えた上で、常勤監事の設置について、検討していく。	
2-4	評議員会	(1) 諮問機関としての役割 理事長は、次に掲げる事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴きます。	①会計年度毎の予算及び事業計画 ②事業に関する中期的な計画 ③借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 ④役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準 ⑤予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄	○：適合している ○：適合している ○：適合している ○：適合している ○：適合している	(1)あらかじめ評議員会に意見を聴く事項として学校法人酪農学園寄附行為（根拠資料⑨）第23条に定めたくえて理事会において審議している。 (2)評議員会開催案内と同時に当日審議される事項の資料も郵送し、事前に内容を確認していただくよう努めている。 (3)学校法人酪農学園寄附行為（根拠資料⑨）第24条に定

学校法人酪農学園ガバナンス・コード 自己点検シート

			⑥寄附行為の変更	○：適合している	めている。 (4) 学校法人酪農学園寄附行為（根拠資料⑨）第 8 条に定めている。
			⑦合併	○：適合している	
			⑧目的たる事業の成功の不能による解散	○：適合している	
			⑨収益事業に関する重要事項	○：適合している	
			⑩その他当法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの	○：適合している	
		(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	○：適合している 学園経営に寄与する、より建設的でより多様な意見が出されよう に、事前情報提供の方法などを工夫していく。		
		(3) 評議員会は、当法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○：適合している 同上。		
		(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議 をします。その際理事長は、事前に、当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○：適合している 同上。		
2-5	評議員	(1) 評議員の選任	①評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 当法人の教職員の中から選出された候補者のうちから、理事会において選任した者 イ 当法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から、理事会において選任した者 ウ 当法人に関係ある学識経験者のうちから、評議員会の意見を聴いて、理事会において選任した者	○：適合している	(1)学校法人酪農学園寄附行為（根拠資料⑨）第 25 条に定めている。 (2)-①評議員には評議員会開催前に審議事項資料を郵送し、事前に内容を確認していただくよう努めている。 (2)-②学外評議員（卒業生、学識経験者）に対する研修機会は提供していない。
			②評議員は、当法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	○：適合している	
		(2) 評議員への研修機会の提供と充実	①評議員に対し、付議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	△：一部改善が必要 現在は、評議員個々からの情報提供要望に応える形でレクチャーを行っている事例はあるが、体系立ててはいない。特に対学外評議員に関しては改善をしていく。	
			②評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実にも努めます。	△：一部改善が必要 現在は、評議員個々からの情報提供要望に応える形でレクチャーを行っている事例はあるが、体系立ててはいない。特に対学外評議員に関しては改善をしていく。	
第 3 章	教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		設置校の運営責任者である学長及び校長の任免は、寄附行為に基づく諸規程において「理事長が、評議員会の意見を聴き、理事会の承認を経て、任命する。」とあり、また、「学長は、学校教育法の規定に基づき、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。」「校長は、学校教育法の規定に基づき、高校の校務をつかさどり、所属職員を監督する。」としています。私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、設置校の教学運営については、学校教育法の規定に基づき、学長及び校長にその一部の権限を委任しています。理事会及び理事長は、設置校の目的を達成するための各種政策の意思決定、大学における副学長や学群長等、高校における副校長や教頭の任命、教員採用等については、学長及び校長の意向が十分に反映されるように努めます。		
	事項	具体的遵守内容	点検結果	本学の対応	
3-1	学長、 校長等	(1) 学長、校長の責務（役割・職務範囲）	①学長及び校長は、学則に掲げる目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、学校教育法の規定に基づき、設置校の校務をつかさどり、所属教職員を統督・監督します。	○：適合している ・附属高校において、学園創立 100 周年に向けたビジョンを策定するにあたって、正確な現状把握のために情報を発信し、教職員間での議論が深まるようリーダーシップを発揮していく。 ・若い世代が生き生きとやりがいを持って働ける職場環境づくりをしたい。	(1)-①学校法人酪農学園寄附行為施行規則（根拠資料⑩）第 5 条、第 6 条に定めている。 (1)-②学校法人寄附行為施行規則（根拠資料⑩）第 3 条、第 8 条、第 9 条に定めている。 (1)-③酪農学園大学学則（根拠資料⑪）第 8 条で定めた評議会、高校職員会議等の場で周知、情報共有に努めている。 (2)-①酪農学園大学学則（根拠資料⑪）第 6 条、酪農学園大学副学長の任用に関する規程（根拠資料⑮）第 2 条に定めている。 (2)-②酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校学則（根拠資料⑫）第 29 条、とわの森三愛高等学校副校長選任規程（根拠資料⑬）第 4 条に定めている。 (2)-③酪農学園大学学群長および大学院研究科長の選任等に関する規程（根拠資料⑭）第 9 条、第 10 条に定めている。 (2)-④とわの森三愛高等学校教頭の選任等に関する規程（根拠資料⑯）第 4 条に定めている。
			②学長及び校長は、理事会から委任された権限を行使します。	○：適合している 校長と学長がしっかりと協議を深め、酪農学園ならではの高大連携を充実させたい。	
		(2) 学長及び校長の補佐体制（副学長・学群長等、副校長・教頭の役割）	③所属教職員が、学長及び校長の方針、中期計画、当法人の経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	○：適合している	
			①大学副学長の任用に関する規程において、大学に副学長を置くことができることとしており、その職務についても同規程に定めています。	○：適合している	
			②高校副校長の選任等に関する規程において、高校に副校長を置くことができることとしており、その職務についても同規程に定めています。	○：適合している	
③大学の学群長及び研究科長の役割については、学群長および研究科長の選任等に関する規程において、「学群長は、学長を補佐し、学長の命を受けて当該学群に関する学務をつかさどる。」「研究科長は、学長を補佐し、学長の命を受けて当該研究科に関する学務をつかさどる。」としています。	○：適合している				
④高校の教頭の役割については、教頭の選任等に関する規程において、「教頭は、校長を補佐するとともに、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。」としています。	○：適合している				
3-2	教授会	(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については大学学則に定めています。ただし、教授会は、学校教育法の規定に基づき、定められた事項について学長が決定を行うに	○：適合している	酪農学園大学学則第 7 条（根拠資料⑪）、酪農学園大学教授会規程（根拠資料⑳）第 5 条に定めている。

学校法人酪農学園ガバナンス・コード 自己点検シート

		当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。				
第4章	公共性・信頼性		私学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神に基づき自律的に教育事業を担う私学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たして行かなくてはなりません。ステークホルダー(学生・生徒・保護者、同窓生、教職員等)はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。			
	事項	具体的遵守内容	点検結果	本学の対応		
4-1	学生・生徒 に対して	(1) 大学の学生の学びの基礎単位である各学群においても、次の3つの方針(ポリシー)を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	①卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) ○：適合している	(1)-①②③3つの方針は、大学HP、事業報告書、履修ガイドで公表している。 https://www.rakuno.ac.jp/outline/educationpolicy.html (2)酪農学園大学学則(根拠資料①)第1条の2で自己点検・評価実施を、酪農学園大学外部評価実施規程(根拠資料②)で外部評価実施を定めており、結果を大学HPで公表している。 https://www.rakuno.ac.jp/outline/evaluation.html (3)ハラスメントには、酪農学園大学ハラスメント対策規程(根拠資料②)、酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校ハラスメント対策規程(根拠資料③)に沿って対応しているほか、学生が生活するうえでの問題点等は学生支援課が対応している。		
			②教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) ○：適合している			
			③入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー) ○：適合している			
		(2) 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生・生徒の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。 ○：適合している				
	(3) 多様性の受容(ダイバーシティ・インクルージョン)の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生・生徒生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。 ○：適合している					
4-2	教職員等 に対して	(1) 教職協働	実効性のある中期計画の OODA ループに基づき設置校の価値向上を確実に推進するため、教育職員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。 ○：適合している	(1)大学の各種委員会(根拠資料④)では、教学系役職者に加えて課長職以上の事務職員も参加して、課題解決に向けて連携している。 (2)-①学校法人酪農学園寄附行為(根拠資料⑨)第12条、13条、学校法人酪農学園寄附行為施行規則(根拠資料⑩)第4条、第5条、第6条に常勤理事の責任担当事業領域・職務を定めている。また、監査報告は例年5月の理事会と評議員会で、監査計画は例年7月の理事会と評議員会で報告している。 (2)-②③酪農学園大学教職員人材育成の目標・方針(根拠資料②)、酪農学園大学FD活動方針(根拠資料④)を定めると同時に、酪農学園大学FD活動実施計画(2021-2023年度、根拠資料⑤)に沿って、教職員の資質向上に関する取り組みを実施している。		
		(2) ユニバーシティ・ディベロップメント:UD	①ボード・ディベロップメント:BD ア 常勤の理事は、寄附行為等関連規定ならびに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係わる OODA ループを毎年度明示します。 イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。 ○：適合している			
		全構成員による、建学の精神に基づく教育・研究活動等を通じて、設置校の社会的価値の創造と最大化に向けた取り組みを推進します。	②大学におけるファカルティ・ディベロップメント:FD ア 3つの方針(ポリシー)の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教育職員個々の教育・研究活動に係る OODA ループを毎年度明示します。 イ 教育職員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。 ○：適合している			
			③スタッフ・ディベロップメント:SD ア 教職員は、その専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。 ○：適合している			
4-3	社会 に対して	(1) 認証評価及び自己点検・評価	①認証評価大学は、文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。 ○：適合している	(1)-①公益財団法人日本高等教育評価機構による令和2年度大学機関別認証評価を受審し、適合認定された。評価報告書は大学HPで公開している。 https://www.rakuno.ac.jp/outline/evaluation.html (1)-②令和2年度大学機関別認証評価において、改善を要すると指摘を受けた項目について、改善を行い、大学HPで公開している。 https://www.rakuno.ac.jp/outline/evaluation.html (1)-③教員総覧、酪農学園大学学術研究コレクション CLOVER で研究・学術業績を公開している。 http://souran.rakuno.ac.jp/search/index.html https://rakuno.repo.nii.ac.jp/ (2)-①②社会連携センターでは、本学の教育・研究活動で得られた成果を広く一般社会に還元・普及するとともに、自治体・企業との協定を締結することによって学生教育に係る質の向上、自治体・企業の発展や活性化に貢献する活動を展開している。 https://exc.rakuno.ac.jp/ (2)-③公開講座を開講するなどして、地域における学びの		
			②自己点検及び評価結果等を踏まえた OODA ループの実行教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。 ○：適合している			
			③学内外への情報公開自己点検や改善・改革に係る情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。 ○：適合している			
		(2) 社会貢献・地域連携	①資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。 ○：適合している			
		②産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。 ○：適合している				

学校法人酪農学園ガバナンス・コード 自己点検シート

			③大学は、地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	○：適合している	場を提供・支援している。 https://exc.rakuno.ac.jp/regional/study.html (2)-④江別市緊急指定避難場所（地震、土砂災害）、江別市指定避難場所として開放している。 https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/bousai/272.html (2)-⑤建学の精神である「三愛主義」、「健士健民」に基づき、「食」「農」「環境」を根幹とした実学教育を展開しつつ、社会連携センターが主体となり、学園全体でSDGsに関する取り組みを推進している。 https://exc.rakuno.ac.jp/sdgs.html
			④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取組みます。	○：適合している	
			⑤環境問題をはじめとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	○：適合している	
4-4	危機管理及び法令遵守	(1) 危機管理のための体制整備	①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）	○：適合している	(1)-①学校法人酪農学園危機管理規程（根拠資料⑲）に基づき、危機が発生した場合は、対策本部を立ち上げて対応している。不祥事については諸規程に基づいて対応している。 (1)-②学校法人酪農学園危機管理規程（根拠資料⑲）酪農学園大学ハラスメント防止等に関する規程（根拠資料⑳）、学校法人酪農学園情報セキュリティ対策規程（根拠資料㉑）、酪農学園大学研究費等取扱規程等（㉒、㉓、㉔、㉕）を整備して防止対策に取り組んでいる。 (1)-③2020年から2037年までの18年間で1期6年の3期に区分し、2020年度から2025年度を第1期とした中期計画を策定した。 (2)-①規程管理システム「学校法人酪農学園規程集」を導入し、諸規程を一元管理して公開している。 (2)-②内部監査室に公益通報窓口を設置。学校法人酪農学園公益通報者保護及び対応に関する規程（根拠資料㉒）を定めて通報者の保護を図っている。
			②災害防止、不祥事防止対策に取組みます。 ア 学生・生徒等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策	○：適合している	
			③事業継続計画の策定に取組みます。	○：適合している	
		(2) 法令遵守のための体制整備	①すべての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守するよう組織的に取組みます。	○：適合している	
			②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	○：適合している	
第5章	大学法人を設置する学校法人としての透明性の確保		私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に有為な人材を輩出する機関であることを踏まえ、学校法人運営、教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、私立大学の目的は教育、研究、社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、学校法人運営、教育研究活動の透明性を確保します。私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業の位置付けとは異なりますが、学校法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点から、ステークホルダーへの説明責任を果たします。		
		事項	具体的遵守内容	点検結果	本学の対応
5-1	大学を設置する学校法人としての情報公開	(1) 法令上の情報公開	①教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学金等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力	○：適合している	(1)-①②大学・法人HPを通じて情報を公開している。 (2)-①②大学、法人HPを通じて情報を公開している。教育・研究に関連すること https://www.rakuno.ac.jp/outline/disclose.html 財務情報、中期計画に関連すること https://gakuen.rakuno.org/information.html 海外の協定校等に関連すること https://www.rakuno.ac.jp/exc/study-abroad.html 大学間連携に関連すること https://www.rakuno.ac.jp/exc/ac-collaboration.html 産学官連携に関連すること https://www.rakuno.ac.jp/exc/ig-collaboration.html (3)-①②③④学校法人としての公共性を高めること、社会的説明責任を果たすことを目的として、情報公開・開示規程を定めて本学が保有する情報を公開しているほか、大学ポータルサイト、各種受験サイト等で情報を公開している。
			②当法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。） オ 役員に対する報酬等の支給の基準 カ 事業報告書（例、当法人の概要、事業の概要、財務の概要）	○：適合している	
		(2) 自主的な情報公開	①教育・研究に関する情報公開	○：適合している	

学校法人酪農学園ガバナンス・コード 自己点検シート

	法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により最大限公開します。事例としては次のような項目があります。	ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数 イ 大学間連携 ウ 地域連携並びに産学官連携	
		②当法人に関する情報公開 ア 中期計画 イ 経営改善計画 ウ 当法人が相当割合を出資する会社に関する情報	○：適合している
	(3) 情報公開の工夫等	①上記(1)②及び(2)②の当法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。	○：適合している
		②情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。	○：適合している
		③公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	○：適合している
	④公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	○：適合している	